

# 大館市適正入札・契約推進委員会

## 令和元年度 第1回定例会議事録（概要）

■日 時：令和元年6月27日（木）午前10時30分～11時30分

■場 所：大館市役所3階（第1委員会室）

■出席委員：佐藤 英夫（委員長／税理士）

伊藤 治兵衛（弁護士）

佐藤 昭男（学識経験者）

斉藤 留美子（関係業界代表／建築士）

名村 伸一（内部委員／大館市副市長）

北林 武彦（内部委員／大館市総務部長）

### ■ はじめに（略）

#### 1. 開会（略）

#### 2. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか否か、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を「公開」と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するために必要な場合は、傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。

また、定例会の内容については、インターネットを通じて、会議の概要を公表しますのでご承知置き願います。

#### 3. 審査

##### ① 入札・契約の運用状況について

委員長： それではこれから審議に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： それでは、お手元の「資料1」1ページの「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、

平成30年度下半期の状況についてご説明いたします。

まず、業種別としては、「建設工事」、「建設コンサルタント業務等」、「物品調達」、そして「役務提供」の4つに分類しております。

次に、この4分類を更に入札方式別に区分しております。昨年10月から「建築工事」及び「測量及び建設コンサルタント等業務」に電子入札を導入したことに伴い、この2業種では、「条件付き一般競争入札」を新設し、

- ◎ 条件付き一般競争入札
- ◎ 公募型指名競争入札
- ◎ 通常指名競争入札
- ◎ 随意契約

の4方式、「物品調達」及び「役務提供」では従来どおり3方式に分けております。

なお、随意契約については250万円を超える契約のみを掲載しております。

また、「物品調達」及び「役務提供」の単価契約については、「単価契約」と記入して掲載しております。

【資料1】の2ページ欄外に落札率について注釈を記載しておりますが、普通契約の落札率は契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率とし、単価契約の落札率は落札率の合計を落札件数で除した平均落札率としております。

それでは【資料1】の総括表に基づき、平成30年度下半期の状況をご説明いたします。説明時の金額は、端数を四捨五入した数字とさせていただきます。

- 最初に建設工事ですが、新たに導入した条件付き一般競争入札は9回執行され、案件数は38件で、うち35件が落札され、契約金額は39億3,900万円でした。この中には本庁舎建設関連工事3件も含まれております。不調の3件はいずれも参加者全者が辞退したことによります。

公募型指名競争入札は、電子入札移行前に執行された1回分と病院分で、件数は20件、契約金額は1億5,600万円と大幅に減少しております。

随意契約は9件、4,200万円で、前年度に比べて件数、契約額とも半減しております。

建設工事全体では、前年度に比べて件数で27件減少しましたが、契約金額では24億300万円増加し、41億5,000万円となりました。増加の主な要因としては、本庁舎建設工事の建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3工事で合わせて36億4,400万円の大型事業が発注されたことによるものです。

なお、建設工事全体の落札率については、前年同期比0.7ポイント増加し、99.6%となっております。

- 次に、測量及び建設コンサルタント業務等についてですが、トータルでは前年同期比で、件数は7件減少の9件、契約金額では1億3,400万円減少し1億2,000万円となっております。これは前年度に金額が大きい「本庁舎建設実施設計業務」があったことによります。落札率は、2.3ポイント増加し95.5%となっております。

■ 物品調達では、発注件数は前年度とほぼ同数の34件、契約金額では400万円増加し、7,900万円となっております。落札率については、普通契約で2.4ポイント減少し90.5%、単価契約では1.2ポイント減少し91.3%となっております。

■ 次に、【資料1】の2ページになりますが、役務提供については、トータルで、件数は4件増加し41件、契約金額では1億2,300万円増加し8億1,000万円となっております。

主な事業としては、市役所の基幹業務システムと小中学校の校務支援システムの賃貸借契約や保守契約、総合病院の院内保育所運營業務など5カ年の長期契約が挙げられます。

落札率については、普通契約で0.7ポイント減少し98.6%、単価契約では25.8ポイント減の74.0%となっております。

■ 以上により、平成30年度下半期の総件数は149件で、前年同期比29件の減少となっております。

また、単価契約を除く契約金額の総合計は、51億6,100万円で、23億9,900万円の大幅な増加となりました。また、総トータルの落札率については、普通契約で99.2%で、前年同期比0.9ポイント増加し、単価契約では82.6%と、13.5ポイント減少しております。

平成30年度下半期の入札・契約の運用状況についての説明は以上です。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況につきましては、お手元の【資料2】「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照ください。

また、随意契約の案件につきましては、新たに「随契理由」欄を追加しております。随契理由第1号から第9号までの詳細につきましては、32頁の「参考資料」をご参照ください。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございますか。

委員A： 電子入札を実施したということですが、電子入札は全て「条件付き一般競争入札」になるわけですか。

事務局： はい、そうです。

委員A： 今後は全て「建設工事」と「測量及び建設コンサルタント等業務」は電子入札になるということですね。

事務局： はい、そうです。

委員A： はい、分かりました。

委員 A : 随意契約については、前回の委員会時の要望により随契理由等を記載した訳ですね。

事務局 : はい、そうです。

委員 A : 本庁舎の発注により、何か影響を受けた工事等ありましたか。

事務局 : 本庁舎につきましては、建築工事とそれに伴う設備工事が主であるため、ほかの土木工事等の影響は特に無かったと思います。

委員 A : はい、分かりました。

委員 A : 【資料 2】 10 頁の 7 番、8 番の随契理由が第 6 号「入札に付することが不利と認められるとき」とありますが、具体的に教えて下さい。

事務局 : 7 番の「下水道工事に伴う配水管布設替工事」につきましては、狭隘な道路で下水道工事が先行して施工されており、その同一業者が施工する方が効率的であり、掘削面積の削減や経費等も低減できるため、先行して発注された下水道施工業者と随意契約したものです。  
8 番の「オープニング企画展示工事」についても、先行して施工しているメインの展示工事がありましたので、その展示物との統一性・整合性や経費的にも低減できるということから、同一業者と随意契約したものです。

委員 A : はい、分かりました。

委員 B : 14 頁の 10 番から 12 番までの落札率が 50%を切っているが、何か理由はありますか。

事務局 : 10 番 11 番は、選挙ポスター掲示板購入に係る発注ですが、今回から県外業者 2 者が参加しており、新規業者が入ることにより競争の原理が働き安くなったと思われます。  
12 番は、軽自動車税納税通知書のフォーム印刷ですが、今年度からコンビニ納付できる様式へと大きく変わり、新規ということもあり余裕をもった価格で予算化し、入札した結果、従来と同程度の価格で落札されたため、落札率が低下したものです。

委員 B : そうですか。それは良いと思いますが、県外業者が入札に参加して過激な競争になり、市内の業者を圧迫するような状況は問題があるのではないかと思います。  
この件について、今後の課題として考えた方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 : この件に関しては、地元によれる業者がいないため、この様な発注となっております。  
選挙関連用品については、東北でも数者しかおらず、年々減っている状況です。ただし、選挙ポスター掲示板設置については、エリアを数件に分けて地元業者に発注しております。

委員B： そういう事情であれば、もっと競争していただいた方が良いですね。

事務局： フォーム印刷に関しても、出来る業者が少なくなり、県内でも数者しかいないため、この様な発注となっています。また、その他の印刷についても、地元印刷会社1者が廃業となったため、今後の発注方針について再検討しているところです。

委員B： 特殊なものを除き、原則、地元企業に発注できる形で考えていただきたいと思います。

事務局： 理想は、競争の原理が働く形ですので、検討したいと思います。

委員B： 今後は、別の業種でもこの様な状況になる可能性が多々ありますよね。まずは、地元企業が優先的に受注できる事を前提に、それに対する対応策も考えておいた方が良いかと思っています。

事務局： はい、検討いたします。

委員A： 資料2の28頁ですが、除雪の単価契約の落札率が100%となっているが、その理由は何か分かりますか。

事務局： 予算編成の時に数社から見積書を徴収し、最低見積り業者の金額で予算化しているため、結果的に、その時の最低見積り業者が落札し100%の落札率となったと考えられます。

委員A： はい、分かりました。

委員長： 他にご意見ございませんか。

## ② 抽出事案について

委員長： それでは、次の審議事項に移ります。本委員会要綱第2条第2号の規程により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したのものに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審議を行います。

要綱第6条の規程により、この抽出は「抽出委員」に委任し、あらかじめ選んでおります。要綱の運営要領第3第2項の規程により、事務局の説明に先立ち、抽出委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員： それでは、審議に入る前に抽出結果について報告しますので、ご確認をお願いいたします。【資料3】33頁をご覧ください。

【建設工事】および【測量及び建設コンサルタント等業務】につきましては、昨年10月の入札公告分から電子入札を導入したことにより「条件付き一般競争入札」の案件から抽

出いたしました。

【物品調達】と【役務提供】につきましては、従来どおり公募型指名競争入札の案件から抽出しております。

◎ 条件付き一般競争入札

① 建設工事 【大館市本庁舎建設工事（建築工事）】

市長事務部局が発注した35件の中から、予定価格の最も高い案件を選びました。

② 測量及び建設コンサルタント等業務 【土目内橋橋梁補修設計業務】

下半期に発注した4件の中から、予定価格の最も高い案件を選びました。

◎ 公募型指名競争入札

③ 物品調達 【「秋田犬の里」観光物産館什器等】

市長事務部局において下半期に発注した普通契約18件の中から、予定価格の最も高い案件を選びました。

④ 役務提供 【大館市総合型校務支援システム構築・運用管理等リース】

下半期に発注した普通契約18件の中から、予定価格の最も高い案件を選びました。

◎ 随意契約

① 役務提供 【基幹業務システム保守業務】

市長事務部局が発注した案件のうち、役務提供から予定価格の最も高い事案を選びました。以上でございます。

委員長： それでは、抽出の結果について皆様の確認をお願いいたします。

委員長： 引き続き、事務局から抽出事案について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、お手元の【資料3】により説明いたします。34頁をお開き願います。

- 34頁から37頁は、条件付き一般競争入札で発注した「大館市本庁舎建設工事（建築工事）」の詳細です。隣接地で施工中の本庁舎の本体建築工事となります。「施工概要」は、鉄骨造り6階建て 基礎免震構造、延べ面積は、7,330.58㎡となっております。

入札参加資格としては、3者による特定建設工事共同企業体の結成を要件としております。構成員の組み合わせとしては、建築一式A級が3者または「A級2者とB級1者」としております。

また企業体の代表者の条件として、業者登録名簿に「建築一式A級」で登録があること、「市内に本社・本店等」主たる営業所があること、必要な技術者としては「免震部建築施工管理技術者」を現場技術管理者として配置できること。また「1級建築施工管理技士又はこれと同

等以上の資格を有する者」を監理技術者として配置できることを条件としております。

代表者以外の構成員2者については、同じく市内の建築一式A級2者またはA級1者とB級1者の組み合わせとして、同様に「1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者」を主任技術者として配置できることを条件としております。

37頁をご覧ください。この入札には、二つの共同企業体から参加申込みがあり、電子入札を実施しました。開札の結果、1者が辞退し、他の1者が落札しております。落札率は99.9%でした。

- 次に、38頁をご覧ください。測量及び建設コンサルタント等業務からは、同じく条件付き一般競争入札で発注した「**土目内橋橋梁補修設計業務**」の詳細です。老朽化した花岡地区の土目内橋を補修するための設計業務を委託したものです。

入札参加資格は、業者登録名簿に「土木関係建設コンサルト業務」のうち「鋼構造及びコンクリート部門」に登録され、県内に本社、営業所があり、最近10年以内に県内の橋梁補修または補強設計業務を完了した実績をもつ者としております。

40頁をご覧ください。この条件で公募したところ、8者から参加申込みがありました。電子入札を実施したところ、上位5者が最低制限価格を下回ったため失格となり、残り3者のうち最低入札者を落札者に決定したところ。落札率は80.8%となっております。

- 続いて41頁をご覧ください。物品調達の抽出案件です。公募型指名競争入札で発注した「**秋田犬の里 観光物産館什器等**」の詳細についてです。駅前にオープンした観光施設「秋田犬の里」館内の展示や商品販売などで使用する什器等を購入した案件です。「仕様概要」の詳細は記載のとおりです。

入札参加資格は、物品調達業者名簿に「什器類」を取り扱い品目として登録している者で、市内に本社・本店又は支店・営業所等を有している者としております。

この条件で公募したところ、42頁のとおり2者から参加申込みがあり、入札を実施しました。落札率は98.9%となっております。

- 次は、43頁をご覧ください。役務提供の案件から、公募型指名競争入札で発注した「**大館市統合型校務支援システム構築・運用管理等リース**」についてです。これは市内小中学校25校に導入する「統合型校務支援システム」に係る賃貸借契約を締結するものです。機器を納入し、システムを構築する業者は、別途先行する入札で決定済となっております。

この案件は、システム構築などの初期費用と月々発生する回線使用料や運用・管理の費用を一括して調達し、月額でリース料を市から支弁していく契約となります。システム完成後の今年9月から令和6年8月までの5か年間の長期契約となっております。

入札参加資格は、登録名簿において役務提供の「賃貸借」に登録されていること、東北6県に本社又は支店等の営業所がある者としております。

45頁をご覧ください。この条件で公募したところ、2者から参加申込みがあり、入札を実施しました。落札率は99.8%となっております。

■ 最後に、46 頁の随意契約の案件です。役務提供の「情報処理・ソフトウェア開発」業務の「基幹業務システム保守業務」の詳細です。このシステムは住民記録などの基本情報を管理するもので、安定的に運用するために保守・管理を委託する業務となります。令和6年2月まで5か年の長期契約であります。

これを随意契約とした理由は、導入システム選定時に「公募型プロポーザル方式」を採用しましたが、ここで選定された業者に、保守業務も併せて委託することを予め条件としていたことから、この業者と1者随契をしたものです。

落札率は100.0%となっております。

抽出案件に関する説明は以上でございます。

委員長： 皆様のご意見を頂戴したいと思います。活発なご意見をお願いいたします。

委員B： 34 頁の案件ですが、条件付き一般競争入札となっているが、この条件付きの「条件」とはどのような内容のものでしょうか。

事務局： これまでの入札では、公募の要件を示すと業者は事前に必要な書類を提出し、公募要件をクリアした業者が入札に参加しておりました。今回電子入札になったことにより、全ての申請書類が電子となり、開札まで公募要件の審査が出来ないシステムとなりましたので、開札後に一番安い金額を入れた業者を落札予定者とし、その落札予定者の書類のみを審査しております。もし、その書類に不備等があれば落札としません。その場合は、次に安い金額を入れた業者を落札予定者にして審査するなどを、いわゆる「条件付き」とっております。

委員B： ということは、電子入札については、全て「条件付き一般競争入札」という名目になるということですね。

事務局： はい、そうです。

委員B： 有難うございました。

委員C： 同じ案件ですが、先ほど2者から参加申込みがあったが、開札前に1者が辞退したということでありましたが、辞退の理由は分かりますか。

事務局： 辞退の理由については、直接聞き取り等を行っておりません。今回は、開札する前に辞退届が電子で提出されておりましたが、特段理由を求めたりしておりません。結果として1者となってしまいましたが、電子入札では1者でも入札は成立いたします。これが、もし従来の紙入札であれば、参加業者が1者ということで取止めということになります。

委員C： 分かりました。

委員 A： 市庁舎建設工事の落札率が 99.9%ですが、その状況をどう考えますか。

事務局： 資材費、人件費等の単価が上昇している中で、現場の施工に係る部分で利益を出すために落札額が上がっていると思います。

委員 A： はい、分かりました。業者の方々もなかなか厳しい価格の工事ですね。

事務局： 市としては、最初の入札で落札になった事に安堵しています。もし、これが不落になった場合は、公募エリアの拡大や設計・工期等の見直しなどの大変な状況になっていたと思います。今のところまだありませんが、今後、社会情勢の変化により変更契約の可能性もあるかと思われます。

委員 B： 同じ案件ですが、低入札価格調査制度を適用しているようですが、一度低入札価格調査制度を廃止したと思いますが、これについてご説明願います。

事務局： 昨年の 4 月からの工事については、原則として最低制限価格制度を適用しております。ただ、この案件については、もし、参加業者の入札価格が最低制限価格を下回り失格・不調となった場合、それをまた再公募するには、先ほども話たように公募範囲や設計内容等の見直しが必要となり、それに相当数の日数を要し経費も嵩むため、それを避けるために低入札価格調査制度を適用しております。これを適用することによって、最低入札価格がそれを下回っても、詳細調査及びヒアリングをした結果、支障なしと判断されれば落札者として決定することができます。この様な理由から、この案件に関しては、低入札価格調査制度を適用いたしました。

委員 B： はい、分かりました。

委員長： ほかに何かご意見ございませんか。無ければ、抽出事案の審議を終了いたします。

### ③ 指名停止等の運用状況について

委員長： それでは、続きまして、要綱第 2 条第 1 号及び同運営要領第 2 の規定に従い、指名停止の運用状況について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、48 頁の【資料 4】をご覧ください。平成 30 年度下半期においては、指名停止等の措置をした事案はありませんでした。平成 30 年度の指名停止措置件数は上半期に講じた 8 件となっております。

### ④ その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」について説明を受けます。

#### 【資料5】低入札価格調査

事務局： 49 頁をご覧ください。「その他」の 1 点目は【資料5】「低入札価格調査一覧」についてですが、昨年度からは総合評価方式を採用した案件を除き、建築工事、測量・建設コンサルタント等業務につきましては原則「最低制限価格制度」を適用する改正がされましたので、下半期においては、先ほど委員から質問がありました、本庁舎建設工事のみ低入札価格調査の対象となっておりますが、実質その調査を実施した事案はございませんでした。

#### 【資料6】工事検査結果調書

続きまして、「その他」の 2 件目です。50 頁からは、「平成 30 年度 工事検査結果調書」を記載しております。昨年度 1 年間の工事検査に関する報告でございます。入札等により契約した 130 万円を超える工事の検査について取りまとめたものです。

51 頁をご覧ください。昨年度の検査件数の合計は 213 件で、前年度に比べて 41 件の増加、契約金額では 48 億 4,800 万円で、18 億 7,100 万円の大幅な増加となっております。

53 頁をご覧ください。完工高を担当課別にみますと特に増えている農林課、土木課で、この増加は一昨年の集中豪雨による農業用施設や河川の災害復旧工事の完成検査が昨年度に多くなったためと見られます。また、都市計画課の増加要因は駅前の観光施設関連の工事が多かったことが理由とみられます。

詳細は一覧のとおりとなっておりますので、のちほどご覧いただきたいと思っております。

「その他」についての説明は以上でございます。

委員長： ただいまの事務局の説明について、委員皆様の審議をお願いいたします。

(特に意見等なし)

委員長： それでは、「その他」の案件について審議を終了いたします。

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第 2 の第 2 項には、「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」、とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできますが、何かありますか。

(特に意見等なし)

## 4. 閉会

委員長： 本日の議事につきましては、これをもって終了いたします。ご苦労様でした。